

破天荒

教宣部

4990号

2015年
4月20日

化学一般京滋地本
全竹中労働組合



有給休暇は 労働者が自由にとり 自由に利用できる権利

お知らせ
第86回メーデー
5月1日(金)
二条城前広場
10時30分集合

届出用紙記入方法の統一化が総務部より連絡されました。年次有給休暇は「願」に印をと... 会社にお願ひするの?と疑問を持ちましたが、単に竹中用語として、事前に届出るものは「願」事後になったものは「届」になると説明を受けました。竹中用語、おかしくないですか...

届と願

この一文字の違いにこだわるわけです。労働基準法にて当然に労働者に生ずる年休を取得するのに、会社にお願ひをして承認して戴くという流れなるのですか。業務遂行に必要な、場合によっては上司の命令により出張・外出するのに、会社にお願ひをして承認されて...になるのですか。

お願いしてまで出張に行きたくないです。届でいいのではないかと思えます。しかし竹中用語としての届と願は、記号のようなものと単純に割り切れればいいようです。私には無理ですが。

年休と承認

最高裁判例「年休の成立要件として使用者の承認という観念を容れる余地はない」

労働基準法「使用者は有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければならぬ」

つまり、年休取得は労働者の権利であり、年休を取得する際、使用者の承認は必要としないのです。使用者には「時季変更権」のみが認められています。それは

事業の正常な運営を妨げるような例外的な場合に限り認めるとされています。

休暇の請求

竹中は中小企業で会社との関係もあり「休暇請求は原則三日前迄に申し出る」と定められています。緊急の場合はこの限りではない」とも規定されています。

休暇の中でも法で与えられた権利の年休については、急用で当日の朝に電話で申し入れた場合でも、事業の正常な運営が妨げられないなら取得できるものです。但し、遅刻した日や早退した日は出勤日とみなされますので、年休を取って仕事するようなことは駄目です。

理由は記入不要

総務から連絡された記入例では、年休の取得理由を書くことになっていますが法の主旨からは、理由を書く必要は全くありません。どうしても書けと言われれば「私用」「休養」で良いと

思います。もし上司が、私用の中味を問うようならば、それは法律上問題になる行為です。

年休取得の目的は自由であり、その使途を使用者に通知する必要はなく、原則として、いつでも取得できるのです。使用者は休暇を取る理由によって、休暇を与えなかつたりすることはできません。また、年休を取ったことによる不利益な取扱いは禁止されています。例えば、人事考課に年休取得を反映させることは法律違反で、六ヶ月以下の懲役または三万円以下の罰金」です。

意識改革

届と願の件は横に置いて、年休取得に関して何か問題が発生した時には、労働組合へ伝えて戴くことをお願いします。

休暇を取るとは心身の休養、労働回復を図り、日々の労働による健康障害を防ぐことに繋がります。エンジ化の影響で年休取得率が低下している竹中の皆さん、意識改革ですよ。



星の王子さま

今回のタケツクスニュースの最後のページに「星の王子さま」の文章が載せられていました。この本は童話ですが、子供だけでなく大人にも人気があります。すばらしい言葉があちこちに、ちりばめられています。「心で見なくちゃ、ものことはよく見えないってことさ。かんじんなことは、目に見えないんだよ」etc.

私かこの本で面白いと思ったことは、王子さまが他の星に旅する話です。一番目の星は、命令することしか知らない王様が住む星。二番目の星は、自分しか住んでいないのに自分が一番らしいとうぬぼれている男の住む星。三番目の星は、お酒をのむのが、はずかしいと言いながら、そのはずかしさを忘れるためにお酒をのんでいる呑み助の住む星。四番目の星は、私はどの星に住んでいる人だろうか、いやこれは現在の社会批判している文なのか、そんなことを考えるのが結構楽しい。

童話ですが大人にも考えさせられる文章も多く、おすすめの本です。